

昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

鳥取県公報

毎週火曜日及び
金曜日発行
(当日が休日のときは、
翌日の翌日)

(第三種郵便物認可) 第28号 (号外)

鳥取県公報

1 昭和56年4月17日 金曜日

鳥取県告示第三百九十八号

昭和五十六年二月定例県議会で三月二十四日議決された昭和五十六年度鳥取県一般会計予算、昭和五十六年度鳥取県用品調達等集中管理事業特別会計予算、昭和五十六年度鳥取県収入証紙特別会計予算、昭和五十六年度鳥取県母子福祉資金貸付事業特別会計予算、昭和五十六年度鳥取県寡婦福祉資金貸付事業特別会計予算、昭和五十六年度鳥取県中小企業近代化資金助成事業特別会計予算、昭和五十六年度鳥取県農業改良資金助成事業特別会計予算、昭和五十六年度鳥取県林業改善資金助成事業特別会計予算、昭

告 示

目 次

◇ 告 示 昭和五十六年度鳥取県一般会計予算等

和五十六年度鳥取県営林事業特別会計予算、昭和五十六年度鳥取県営境港水産施設事業特別会計予算、昭和五十六年度鳥取県沿岸漁業改善資金助成事業特別会計予算、昭和五十六年度鳥取県有料道路大山環状道路事業特別会計予算、昭和五十六年度鳥取県蒜山大山有料道路事業特別会計予算、昭和五十六年度鳥取県営駐車場事業特別会計予算、昭和五十六年度鳥取県立学校農業実習特別会計予算、昭和五十六年度鳥取県立学校水産実習船実習特別会計予算、昭和五十六年度鳥取県電気事業会計予算、昭和五十六年度鳥取県営工業用水道事業会計予算、昭和五十六年度鳥取県営埋立事業会計予算、昭和五十六年度鳥取県観光施設事業会計予算及び昭和五十六年度鳥取県病院事業会計予算は、次のとおりである。

昭和五十六年四月十七日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

昭和56年度鳥取県一般会計予算

昭和56年度鳥取県一般会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ234,787,000千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

(債務負担行為)

第2条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第214条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第2表債務負担行為」による。

務負担行為」による。

(地方債)

第3条 地方自治法第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第3表地方債」による。

(一時借入金)

第4条 地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、20,000,000千円と定める。

(歳出予算の流用)

第5条 地方自治法第220条第2項ただし書の規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

各項に計上した給料、職員手当等及び共済費(賃金に係る共済費を除く。)に係る予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用

第1表 歳入歳出予算

歳 入

款	項	金 額	4 県たばこ消費税
1 県 税		29,921,497 千円	1,270,156
	1 県 民 税	7,640,048	274,427
	2 事 業 税	7,592,287	3,113,061
	3 不 動 産 取 得 税	1,378,526	4,282,149
			5,064
			23,360
			1,531,184
			2,793,025
			18,210
			1,816,016
			1,657,456
			156,165
			2,395
			68,828,992
			68,828,992
			147,648

5 分担金及び負担金	1 交通安全対策特別交付金		147,648
	1 分担金		3,886,305
	2 負担金		1,354,810
			2,531,495
6 使用料及び手数料			3,160,025
	1 使用料		2,437,607
	2 手数料		722,418
7 国庫支出金			75,064,797
	1 国庫負担金		22,027,500
	2 国庫補助金		52,423,853
	3 委託金		613,444
8 財産収入			1,518,689
	1 財産運用収入		1,097,372
	2 財産売却収入		421,317
9 寄附金			193,905
	1 寄附金		193,905
10 入金	1 特別会計繰入金		4,778,656
	2 基金繰入金		398,656
11 繰越金			4,380,000
	1 繰越金		100,000
12 諸収入			100,000
	1 繰越金		100,000
	1 繰越金		23,579,470
	1 延滞金、加算金及び過料		101,684
	2 県預金利子		158,053
13 債	3 公営企業貸付金元利収入		3,255,711
	4 貸付金元利収入		17,316,891
	5 受託事業収入		518,435
	6 収益事業収入		442,490
13 歳入	7 雑収入		1,786,206
	1 県債		21,791,000
13 歳入合計			21,791,000
			234,787,000

歳 出		項 目	金 額		
1 議 会 費	1 議 会 費	1 議 会 費	700,330 千円		
		2 総 務 費	12,663,233		
		1 総 務 管 理 費	8,370,635		
		2 企 画 費	665,452		
		3 徴 税 費	1,348,685		
		4 市 町 村 振 興 費	1,048,167		
		5 選 挙 費	205,418		
		6 防 災 費	608,717		
		7 統 計 調 査 費	235,401		
3 民 生 費	1 社 会 福 祉 費	8 人 事 委 員 会 費	88,709		
		9 監 査 委 員 会 費	92,049		
		1 社 会 福 祉 費	6,810,216		
4 衛 生 費	2 児 童 福 祉 費	4 衛 生 費	9,448,102		
		1 公 衆 衛 生 費	3,458,429		
		2 環 境 衛 生 費	513,300		
		3 保 健 所 費	1,192,377		
		4 医 薬 費	4,283,996		
		5 勞 働 費	3 生 活 保 護 費	1 勞 働 費	1,231,256
				1 勞 政 費	304,507
				2 職 業 訓 練 費	531,197
				3 失 業 対 策 費	312,475
				4 勞 働 委 員 会 費	83,077
				6 農 林 水 産 業 費	41,581,623
		2 畜 産 業 費	4 災 害 救 助 費	1 農 業 費	11,776,167
2 畜 産 業 費	1,919,672				
2 児 童 福 祉 費	3 生 活 保 護 費	2 児 童 福 祉 費	4,462,814		
		3 生 活 保 護 費	2,665,127		

7 商 工 費	3 農 地 費	16,515,209	10 教 育 費	2 警 察 活 動 費	1,126,347	
	4 林 業 費	7,705,530		1 教 育 總 務 費	50,033,658	
	5 水 産 業 費	3,665,045		2 小 学 校 費	6,110,937	
8 土 木 費	1 商 業 費	9,766,018	3 中 学 校 費	17,992,279	11 災 害 復 旧 費	
	2 工 鉱 業 費	8,861,083	4 高 等 学 校 費	8,715,433		1 農 林 水 産 施 設 災 害 復 旧 費
	3 観 光 費	66,952	5 特 殊 学 校 費	12,967,816		2 土 木 施 設 災 害 復 旧 費
9 警 察 費	1 土 木 管 理 費	54,497,791	6 社 会 教 育 費	2,153,804	12 公 債 費	
	2 道 路 橋 り よ う 費	699,806	7 保 健 体 育 費	1,487,223		1 公 債 費
	3 河 川 海 岸 費	23,115,523	13 諸 支 出 金	1 公 營 企 業 支 出 金		16,974,688
4 港 湾 費	13,918,849	1 公 債 費		16,974,688		
5 都 市 計 画 費	4,829,221	1 公 債 費		16,974,688		
9 警 察 費	6 住 宅 費	2,753,142				
	1 警 察 管 理 費	9,381,578				
		8,255,231				

14 予 備 費	2 娯楽施設利用税交付金	105,825
	3 自動車取得税交付金	1,018,238
1 予 備 費		100,000
歳 出 合 計		234,787,000

第2表 債務負担行為

新 規	事 項	期 間	限 度	額
	保母修学資金貸付金	昭和56年度から昭和57年度まで		千円 12,480
	看護学生等修学資金貸付金	昭和56年度から昭和59年度まで		16,608
	中小企業設備貸与事業に関する損失補償	昭和56年度から昭和68年度まで	財団法人鳥取県中小企業振興公社が中小企業近代化資金(助)に基づいて、中小企業者0,000千円の設備として、相当する金額を限度として、収当設備の貸与にかかり生じた借権の回収不能により生じた損失金額	
	米子産業体育館建設資金元利償還補助金	昭和56年度から昭和77年度まで		2,430,560
	農村青年経営安定資金利子補給	昭和56年度から昭和65年度まで	昭和56年度に貸し付ける農業改良資金(農業後継者育成資金)のうち部門経営開始資金150,000千円に対する昭和58	

約取金に於ては、組合員が金行高の4.25/100に相当する金額	年度から昭和59年度までの約定借入金に於ては、組合員が金行高の4.25/100に相当する金額	昭和56年度から昭和57年度まで	203,069	野菜価格安定対策事業補助
融資総額 8,000千円を限度とし、各年度の融資残高の2.5/100に相当する金額	移住者営農資金利子補給	昭和56年度から昭和66年度まで		
融資元本 651,389千円について償還期限到来後10ヶ月を経過した日において農林漁業公庫が弁済を受けらるること(損失補償契約に定める金額を含む。)に相当する金額	財団法人鳥取県造林公社借入金損失補償	昭和56年度から昭和66年度まで		
融資総額 700,000千円を限度とし、各年度の融資残高の6.5/100に相当する金額	乾しいたけ価格安定対策事業補助	昭和56年度	25,247	
融資総額 1,100,000千円を限度とし、各年度の融資残高の4/100に相当する金額	漁業近代化資金利子補給	昭和56年度から昭和71年度まで		
融資総額 7,500,000千円を限度とし、各年度の融資残高の5/100に相当する金額	野菜流通安定対策事業補助	昭和56年度から昭和57年度まで	41,754	
	農業近代化資金利子補給	昭和56年度から昭和71年度まで		

農業近代化推進資金 利子補助	昭和56年度から昭和62年度まで	融資総額 1,000,000千円を限 度とし、各年度の融資残高の 8/100に相当する金額
果樹災害対策利子補 給補助	昭和56年度から昭和57年度まで	昭和56年度における果樹農業協 同組合連合会及び鳥取県経済 同業組合連合会連行の利子補給額の 1/3に相当する金額
水田高度利用促進対 策事業補助	昭和56年度から昭和57年度まで	121,525
漁業経営維持安定資 金利子補助	昭和56年度から昭和63年度まで	融資総額 300,000千円を限度 とし、各年度の融資残高の4. 5/100に相当する金額
漁業経営安定対策推 進資金利子補助	昭和56年度から昭和58年度まで	融資総額 500,000千円を限度 とし、各年度の融資残高の8/ 100に相当する金額
一般国道178号道路 改良(陸上トシネル)工事	昭和56年度から昭和58年度まで	940,000
あやめ池スポーツセ ンター建設工事費	昭和56年度から昭和57年度まで	608,000
主要地方道鳥取鹿野 倉吉線道路改良事業 用地購入費	昭和56年度から昭和60年度まで	372,813
一般国道面三柳二本 木線道路改良事業用 地購入費	昭和56年度から昭和60年度まで	576,147
地域特別分譲住宅購 入資金利子補助	昭和56年度から昭和61年度まで	14,751

更正前		更正後	
事 項	期 間	事 項	期 間
天神山流域下 水道トンネル建設 工事(第一期)	昭和53年度 から昭和57 年度まで	天神山流域下 水道トンネル建設 工事(第一期)	昭和53年度 から昭和58 年度まで
千円	6,400,000	千円	8,500,000

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
国民体育大会 準備費	千円 111,000	証券借入れ又は証券金運用 の方法によりその他とす る。財政の都合により延べ 起債額に繰り延べ	10% 以内	借入年度から1年ずつ 償還し、その後29年度間 に償還する。他の 都合により償還する 場合は、償還し、又は 延ばす

補 正 前	補 正 後
警察職員住宅貸借 料 昭和56年度から昭和 70年度まで	当該物件を取得するため に要する金額93,321千 円並びに相当する金額 の物件保険料に相当す る金額及び台 同火 災保 険料に相当する金額の 合計
育英奨学生貸付金 昭和56年度から昭和 63年度まで	92,472
埋蔵文化財調査セン ター建設費 昭和56年度から昭和 57年度まで	272,546

計画調査費	3,000	同	上	同上	同	上	債 償 行 え の も の 替 換 は 普 通 債 と は 違 い、 又 は 短 期 中 で あ つ て も 延 長 債 還 年 限 を 短 縮 し、 還 す る こ と が で き る。
消防指導費	397,000	同	上	同上	同	上	
米子監費老人施設費	342,000	同	上	同上	同	上	
健康増進センター事業費	488,000	同	上	同上	同	上	
環境保全費	24,000	同	上	同上	同	上	
医務費	123,000	同	上	同上	同	上	
畜産振興費	17,000	同	上	同上	同	上	
土地改良費	1,544,000	同	上	同上	同	上	
開墾及び開拓事業費	21,000	同	上	同上	同	上	
治山費	372,000	同	上	同上	同	上	
林道費	162,000	同	上	同上	同	上	
漁港建設費	478,000	同	上	同上	同	上	
沿岸漁場整備開発費	76,000	同	上	同上	同	上	
中/小企業振興費	828,000	同	上	同上	同	上	
土木総務費	320,000	同	上	同上	同	上	
道路橋りょう総務費	400,000	同	上	同上	同	上	
道路新設改良費	1,800,000	同	上	同上	同	上	
道路維持費	1,124,000	同	上	同上	同	上	
橋りょう新設改良費	100,000	同	上	同上	同	上	
河川総務費	414,000	同	上	同上	同	上	
河川改良費	2,477,000	同	上	同上	同	上	
海岸保全費	83,000	同	上	同上	同	上	
砂防費	1,213,000	同	上	同上	同	上	
港湾建設費	587,000	同	上	同上	同	上	
港湾ふ頭用地造成費	140,000	同	上	同上	同	上	
港湾管理組合費	150,000	同	上	同上	同	上	
街路事業費	339,000	同	上	同上	同	上	
都市開発事業費	358,000	同	上	同上	同	上	
公園費	676,000	同	上	同上	同	上	

下水道費	414,000	同	上	同上	同	上
公営住宅建設事業費	923,000	同	上	同上	同	上
警察施設費	125,000	同	上	同上	同	上
交通指導取締費	39,000	同	上	同上	同	上
教育振興費	195,000	同	上	同上	同	上
教育財産管理費	2,575,000	同	上	同上	同	上
高等学校施設設備整備費	599,000	同	上	同上	同	上
文化財保護費	94,000	同	上	同上	同	上
林道施設災害復旧費	1,000	同	上	同上	同	上
治山施設災害復旧費	3,000	同	上	同上	同	上
漁港施設災害復旧費	75,000	同	上	同上	同	上
建設災害復旧費	806,000	同	上	同上	同	上
港湾災害復旧費	30,000	同	上	同上	同	上
直轄河川事業費	394,000	同	上	同上	同	上
直轄海岸保全事業費	62,000	同	上	同上	同	上
直轄砂防事業費	93,000	同	上	同上	同	上

直轄港湾事業費	184,000	同	上	同上	同	上
直轄災害復旧費	12,000	同	上	同上	同	上
計	21,791,000					

昭和56年度鳥取県用品調達等集中管理事業特別会計予算
 昭和56年度鳥取県の用品調達等集中管理事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ507,552千円と定める。
 2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

第1表 歳入歳出予算

款	項	金額
1 事業収入	1 用品調達事業収入	494,894千円
	2 自動車管理事業収入	230,981
	3 集中管理事業収入	11,603
2 財産収入		252,310
		150

歳入	歳入 合計	1 財産売却収入	150
		3 繰越金	12,508
		1 繰越金	12,508
		歳入 合計	507,552
歳出	歳出 合計	1 事業費	489,986
		1 用品調達事業費	225,922
		2 自動車管理事業費	11,754
		3 集中管理事業費	252,310
		2 諸支出金	3,000
		1 繰出金	3,000
		3 予備費	14,566
		1 予備費	14,566

昭和56年度鳥取県収入証紙特別会計予算

昭和56年度鳥取県の収入証紙特別会計の予算は、次に定めるところによる。
 (歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ2,746,196千円と定める。
 2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

第1表 歳入歳出予算

歳入	歳入 合計	1 証紙収入	2,695,733
		1 証紙収入	2,695,733
歳出	歳出 合計	2 繰越金	50,463
		1 繰越金	50,463
		歳入 合計	2,746,196
歳出	歳出 合計	1 一般会計繰出金	2,687,647
		1 一般会計繰出金	2,687,647

2 諸 支 出 金	1 一 般 会 計 繰 出 金		2,687,647
	1 債 還 金		1
3 予 備 費			58,548
	1 予 備 費		58,548
歳 出 合 計			2,746,196

昭和56年度鳥取県母子福祉資金貸付事業特別会計予算

昭和56年度鳥取県の母子福祉資金貸付事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ98,089千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

(債務負担行為)

第2条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第214条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第2表債務負担行為」による。

(地方債)

第3条 地方自治法第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第3

表地方債」による。

第1表 歳入歳出予算
歳 入

款	項	金 額
1 国 庫 支 出 金		千円 25,161
	1 国 庫 貸 付 金	25,161
2 繰 入 金	1 一 般 会 計 繰 入 金	13,237
		13,237
3 繰 越 金	1 繰 越 金	2
		2
4 諸 収 入		59,689
	1 貸 付 金 元 利 収 入	59,063
	2 雑 入	626
歳 入 合 計		98,089

歳 出

款	項	金額
1 母子福祉資金貸付事業		千円 98,089
	1 母子福祉資金貸付事業費	98,089
歳 出	合 計	98,089

第2表 債務負担行為

事 項	期 間	限 度 額
修学資金貸付金	昭和56年度から昭和60年度まで	千円 72,204

第3表 地方債

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
母子福祉資金貸付金	千円 25,161	政府の定める方法による。	% 無利子	母子福祉法(昭和39年法律第129号)第14条第2項に定める方法による。
計	25,161			

昭和56年度鳥取県寡婦福祉資金貸付事業特別会計予算

昭和56年度鳥取県の寡婦福祉資金貸付事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ1,898千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

(債務負担行為)

第2条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第214条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第2表債務負担行為」による。

第1表 歳入歳出予算

歳 入

款	項	金額
1 繰 入 金		千円 17,762
	1 一般会計繰入金	17,762
2 繰 越 金		2
	1 繰 越 金	2
3 諸 収 入		44,134
	1 貸付金元利収入	44,094
	2 雑 収 入	40
歳 入	合 計	61,898

歳出

款	項	金額
1 費	鳥取福祉資金貸付事業	千円 61,898
	1 費 鳥取福祉資金貸付事業	61,898
歳出合計		61,898

第2表 債務負担行為

事項	項	期	間	限度	額
修学資金貸付金		昭和56年度から昭和59年			千円 5,568

昭和56年度鳥取県中小企業近代化資金助成事業特別会計予算

昭和56年度鳥取県の中企業近代化資金助成事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 6,346,731千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

(地方債)

第2条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第230条第1項の規定により起すことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及

び償還の方法は、「第2表地方債」による。

第1表 歳入歳出予算

歳入

款	項	金額
1 国庫支出金		千円 42,959
	1 国庫補助金	42,959
2 繰入金		1,821,519
	1 一般会計繰入金	1,821,519
3 繰越金		17,829
	1 繰越金	17,829
4 諸収入		1,715,534
	1 県預金利子	1,871
	2 貸付金元利収入	1,713,663
5 県債		2,748,890
	1 県債	2,748,890
歳入合計		6,346,731

歳出

款	項	金額
1 中小企業近代化資金貸付事業費		千円 6,346,731
	1 中小企業近代化資金貸付事業費	6,346,731
歳出合計		6,346,731

第2表 地方債

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
中小企業高度化資金貸付金	千円 2,748,890	中小企業振興事業団の定める方法による。	4.1%以内	中小企業振興事業団業務費に基づき、都道府県に対して資金を貸付する。第5条に定める方法による。
計	2,748,890			

昭和56年度鳥取県農業改良資金助成事業特別会計予算

昭和56年度鳥取県の農業改良資金助成事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

- 第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ669,643千円と定める。
- 2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

第1表 歳入歳出予算

款	項	金額
1 国庫支出金		千円 92,612
	1 国庫補助金	92,612
2 繰入金		65,796
	1 一般会計繰入金	65,796
3 繰越金		42,969
	1 繰越金	42,969
4 諸収入		468,266
	1 貸付金元利収入	468,264
	2 県預金利子	1
歳入合計		669,643
	3 雑収入	1

歳出	款	項	金額

1 農業改良資金貸付事業費	千円	669,643
	1 農業改良資金貸付事業費	669,643
歳 出 合 計		669,643

昭和56年度鳥取県林業改善資金助成事業特別会計予算

昭和56年度鳥取県の林業改善資金助成事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

- 第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ103,099千円と定める。
- 2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

第1表 歳入歳出予算
歳 入

款	項	金 額
1 国 庫 支 出 金		千円 17,846
	1 国 庫 補 助 金	17,846
2 繰 入 金		9,698
	1 一 般 会 計 繰 入 金	9,698

3 繰 越 金	千円	172
	1 繰 越 金	172
	4 諸 収 入	75,383
	1 貸 付 金 元 利 収 入	75,381
	2 県 預 金 利 子	1
	3 雑 入	1
歳 入 合 計		103,099

款	項	金 額
1 林業改善資金貸付事業費		千円 103,099
	1 林業改善資金貸付事業費	103,099
歳 出 合 計		103,099

昭和56年度鳥取県営林事業特別会計予算

昭和56年度鳥取県の県営林事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ325,962千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。
(地方債)

第2条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第230条第1項の規定により起すことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第2表地方債」による。

第1表 歳入歳出予算
歳 入

款	項	金 額
1 国 庫 支 出 金		千円 3,271
	1 国 庫 補 助 金	3,271
2 財 産 収 入		20,808
	1 財 産 売 払 収 入	20,806
	2 財 産 運 用 収 入	2
3 繰 入 金		115,963
	1 一 般 会 計 繰 入 金	115,963
4 繰 越 金		40,000
	1 繰 越 金	40,000

歳 出

5 諸 収 入		36,920
	1 雑 入	36,920
6 県 債		109,000
	1 県 債	109,000
歳 入 合 計		325,962

款	項	金 額
1 県 営 林 事 業 費		千円 293,630
	1 職 員 費	87,082
	2 造 林 事 業 費	8,147
	3 保 育 事 業 費	176,005
	4 旭 分 事 業 費	570
	5 公有林野分収造林事業費	530
2 公 債 費		21,296
	6 管 理 事 業 費	21,296
2 公 債 費		32,382
	1 公 債 費	32,382

歳 出 合 計	325,962
---------	---------

第2表 地方債

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
県営林事業費	109,000 千円	証券借入れ又は証券を発行の方法によるもの。借入金の運用は、県営林事業に充てられ、その償還は、県営林事業の収入から行われる。	10以内%	入年度から25年間で償還し、その償還は、県営林事業の収入から行われる。
計	109,000			

昭和56年度鳥取県営境港水産施設事業特別会計予算

昭和56年度鳥取県の県営境港水産施設事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

- 第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ709,457千円と定める。
- 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

第2条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第230条第1項の規定により

起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第2表地方債」による。

第1表 歳入歳出予算

歳 入

款	項	金額
1 使用料及び手数料	1 使 用 料	127,731 千円
	2 国 庫 支 出 金	133,075
3 財 産 收 入	1 財 産 運 用 收 入	47
	2 財 産 売 払 收 入	3
4 繰 越 金	1 繰 越 金	25,000
	5 諸 収 入	25,601
6 県 債	1 雑 入	25,601
		398,000

歳入	2 県預金	1
	3 雑入	1
合計		86,528

歳出	1 沿岸漁業改善資金貸付 事業費	1 沿岸漁業改善資金貸付	86,528
		1 沿岸漁業改善資金貸付	86,528
	合計		86,528

昭和56年度鳥取県有料道路大山環状道路事業特別会計予算
昭和56年度鳥取県の有料道路大山環状道路事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

- 第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ42,700千円と定める。
- 2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

第1表 歳入歳出予算
歳入

歳入	1 事業	42,685
	2 諸収入	15
合計		42,700

歳出	1 有料道路大山環状道路 事業費	1 有料道路大山環状道路	30,646
		1 有料道路大山環状道路	30,646
	2 公債費	1 公債費	12,054
合計		42,700	

昭和56年度鳥取県大山有料道路事業特別会計予算
昭和56年度鳥取県の大山有料道路事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

- 第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ11,008千円と定める。
- 2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

第1表 歳入歳出予算

歳 入

款	項	金額
1 諸 収 入		千円 11,008
	1 雑 入	11,008
歳 入 合 計		11,008

歳 出

款	項	金額
1 公 債 費		千円 11,008
	1 公 債 費	11,008
歳 出 合 計		11,008

昭和56年度鳥取県宮内局駐車場事業特別会計予算
昭和56年度鳥取県の県営駐車場事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

- 第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ40,289千円と定める。
- 2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

第1表 歳入歳出予算

歳 入

款	項	金額
1 事 業 収 入		千円 29,088
	1 事 業 収 入	29,088
2 繰 入 金		11,146
	1 一 般 会 計 繰 入 金	11,146

3 繰 越 金		2
	1 繰 越 金	2
4 諸 収 入		53
	1 雑 収 入	53
歳 入 合 計		40,289

歳 出

款	項	金額
1 県営駐車場事業費		千円 40,289
	1 県営駐車場管理費	40,289
	歳出合計	40,289

昭和56年度鳥取県県立学校農業実習特別会計予算
昭和56年度鳥取県の県立学校農業実習特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

- 第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ145,534千円と定める。
- 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

第1表 歳入歳出予算
歳入

款	項	金額
1 財産収入		千円 140,420
	1 財産売却収入	140,420
2 繰越金		5,111

歳入	歳入	歳入	金額
3 諸収入			5,111
	1 雑収入		3
歳入合計			145,534

歳出

款	項	金額
1 県立学校農業実習費		千円 145,534
	1 県立学校農業実習費	145,534
歳出合計		145,534

昭和56年度鳥取県県立学校水産実習船実習特別会計予算
昭和56年度鳥取県の県立学校水産実習船実習特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

- 第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ288,619千円と定める。
- 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

第1表 歳入歳出予算
歳入

款	項	金額
1 国庫支出金	1 国庫委託金	144千円
2 財産収入	1 財産売却収入	112,677
3 繰入金	1 一般会計繰入金	175,797
4 諸収入	1 雑収入	1
歳入	合計	288,619
歳出		
1 県立学校水産実習船実習費	1 県立学校水産実習船実習費	288,619千円
歳出	合計	288,619

昭和56年度鳥取県営電気事業会計予算

(総則)

第1条 昭和56年度鳥取県営電気事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

- (1) 年間販売電力量 112,008,000KWH
- (2) 佐治発電所建設事業 工事費 1,250,010千円
- (3) 袋川発電所調査費 500千円
- (4) 若桜発電所調査費 5,000千円
- (5) 賀祥発電所調査費 1,500千円

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

- | | |
|----------------------|----|
| 収入 | 支出 |
| 第1款 電気事業収益 704,609千円 | |
| 第1項 営業収益 698,267千円 | |
| 第2項 営業外収益 6,342千円 | |

- | | |
|---------------------|--|
| 第1款 電気事業費 696,766千円 | |
| 第1項 営業費用 594,187千円 | |
| 第2項 営業外費用 102,579千円 | |

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める (資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額 172,296千円は当年度分損益勘定)

留保資金 103,862千円、繰越利益剰余金処分額60,591千円及び当年度利益剰余金処分額7,843千円で補てんするものとする。)

収 入	
第1款 資本的収入	1,274,512千円
第1項 企業債	1,087,000千円
第2項 固定資産売却代金	1千円
第3項 建設助成金	187,501千円
第4項 建設収入	10千円
支 出	
第1款 資本的支出	1,446,808千円
第1項 建設改良費	1,288,831千円
第2項 企業債償還金	157,977千円

第5条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
電気事業費に充当	千円 1,087,000	証券借入れ又は証券発行の方法により資金運用部、郵政省その他より借り入れするものとする。ただし、事業又は県財政の都合により起債額の全部又は一部を翌年度に繰り延	% 10以内	借入年度から5年ずつ置き、以後20年度間に償還するものとする。ただし、県財政その他の都合によりすえ置き及び償還年限を短縮又は延長して起債し、あるいはすえ置き又は償還期間中であつても償

	べて起債することができる。	還年限を短縮し、延長し、又は繰上償還を行い、若しくは借換えすることができるとする。
--	---------------	---

(一時借入金)

第6条 一時借入金の限度額は、1,382,000千円と定める。

(議会の議決を経なければ流用することできない経費)

第7条 次に掲げる経費については、これらの経費の金額を、これらの経費のうち他の経費の金額に、若しくはこれらの以外の経費の金額に流用し、又はこれら以外の経費をこれらの経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

- (1) 職員給与費 396,983千円
- (2) 交 際 費 420千円

(利益剰余金の処分)

第8条 当年度利益剰余金のうち7,843千円は、次のとおり処分するものと定める。

- (1) 減債積立金
- (たな卸資産購入限度額)
- 第9条 たな卸資産の購入限度額は、2,000千円と定める。

昭和56年度鳥取県営工業用水道事業会計予算

(総則)

第1条 昭和56年度鳥取県営工業用水道事業会計の予算は、次に定めると

ところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

(1) 年間給水量 20,768,500立方メートル
(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収 入

第1款 工業用水道事業収益 304,370千円

第1項 営業収益 275,942千円

第2項 営業外収益 28,428千円

支 出

第1款 工業用水道事業費 246,789千円

第1項 営業費用 190,795千円

第2項 営業外費用 55,994千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める (資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額 107,670千円は当年度分損益勘定

留保資金39,392千円、過年度分繰越欠損金減少に伴う留保資金32,979千円及び当年度繰越欠損金減少に伴う留保資金35,299千円で補てんするものとする。)

収 入

第1款 資本的収入 118,324千円

第1項 企業債 100,000千円

第2項 出資金 18,324千円

支 出

第1款 資本的支出 225,994千円

第1項 建設改良費 107,568千円

第2項 企業債償還金 78,426千円

第3項 他会計からの長期借入金償還金 40,000千円

(企業債)

第5条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

起債の目的	限度額 千円	起債の方法	利率 %	償還の方法
工業用水道事業費に充当	100,000	証券借入れ又は証券発行の方法により資金運用部、郵政省その他より借り入れするものとする。ただし、事業又は県財政の都合により起債額の全部又は一部を翌年度に繰り延べて起債することができる。	10以内	借入年度から5年ずつ置き、その後10年間で償還するものとする。ただし、県財政その他の都合によりすえ置き及び償還年限を短縮又は延長して起債し、あるいは償還年限を短縮し、あるいは償還期間中であつても償還年限を短縮し、延長し、又は繰上償還を行い、若しくは借換えることができる。

(一時借入金)

第6条 一時借入金の限度額は、130,000千円と定める。

(議会の議決を経なければ流用することできない経費)

第7条 次に掲げる経費については、その経費の金額を、それ以外の経費の金額に流用し、又はそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

(1) 職員給与費 83,819千円

(他会計からの補助金)

第8条 工業用水道事業の経営健全化のため、一般会計からの会計へ補助を受ける金額は、25,993千円である。

(利益剰余金の処分)

第9条 当年度利益剰余金のうち35,299千円は、次のとおり処分するものと定める。

(1) 繰越欠損金

(たな卸資産購入限度額)

第10条 たな卸資産の購入限度額は、1,000千円と定める。

昭和56年度鳥取県管理立事業会計予算

(総則)

第1条 昭和56年度鳥取県管理立事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

(1) 米子港旗ヶ崎地区埋立地売却面積 3ヘクタール

(2) 境港外港竹内地区埋立事業 工事費 2,565,089千円

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収 入

第1款 埋立事業収益 246,630千円

第1項 営業収益 240,147千円

第2項 営業外収益 6,483千円

支 出

第1款 埋立事業費 256,534千円

第1項 営業費用 185,433千円

第2項 営業外費用 71,101千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める (資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額 461,630千円は当年度分損益勘定

留保資金173,029千円、過年度分損益勘定留保資金601千円及び一時借入金288,000千円で措置するものとする。)

収 入

第1款 資本的収入 2,853,457千円

第1項 企業債 2,456,000千円

第2項 他会計からの長期借入金 1,198千円

第3項 他会計からの借入金 288,000千円

第4項 建設収入 108,259千円

支 出

第1款 資本的支出 3,315,087千円

第1項 建設改良費 2,566,287千円

第2項 企業債償還金 460,800千円

第3項 他会計からの借入金償還金 288,000千円

(企業債)
 第5条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
埋立事業費に充当	2,456,000千円	証券借入れ又は証券発行の方法により資金運用部、郵政省その他より借り入れするものとする。ただし、事業又は県財政の都合により起債額の全部又は一部を翌年度に繰り延べて起債することができる。	10以内%	借入年度から3年ずつ置き、その後7年間に償還するものとする。ただし、県財政その他の都合によりすえ置き又は償還年限を短縮し、又は延長して起債し、あるいはすえ置き又は償還期間中であつても償還年限を短縮し、延長し、又は繰上償還を行い、若しくは借換えすることができる。

(一時借入金)

第6条 一時借入金の限度額は、2,747,000千円と定める。

(議会の議決を経なければ流用することできない経費)

第7条 次に掲げる経費については、その経費の金額を、それ以外の経費の金額に流用し、又はそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

- (1) 職員給与費 104,704千円
- (たな卸資産購入限度額)

第8条 たな卸資産の購入限度額は、1,000千円と定める。

昭和56年度鳥取県宮観光施設事業会計予算

(総則)

第1条 昭和56年度鳥取県宮観光施設事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

- (1) 皆生温泉公園利用人員 108,800人
- (収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収 入	支 出
第1款 観光施設事業収益 124,028千円	第1款 観光施設事業費 218,059千円
第1項 営業収益 34,489千円	第1項 営業費用 61,168千円
第2項 営業外収益 227千円	第2項 営業外費用 67,579千円
第3項 他会計からの借入金 89,312千円	第3項 他会計からの借入金償還金 89,312千円

- (資本的収入及び支出)
- 第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める (資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額93,800千円は、一時借入金で措置)

するものとする。)

収 入

第1款 資本的収入 93,800千円

第1項 他会計からの借入金 93,800千円

支 出

第1款 資本的支出 187,600千円

第1項 企業債償還金 93,800千円

第2項 他会計からの借入金償還金 93,800千円

(一時借入金)

第5条 一時借入金の限度額は、270,000千円と定める。

昭和56年度鳥取県宮病院事業会計予算

(総則)

第1条 昭和56年度鳥取県宮病院事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

(1) 病 床 数	722床
(2) 年間入院患者数	232,140人
(3) 年間外来患者数	305,274人
(4) 一日平均入院患者数	636人
(5) 一日平均外来患者数	1,028人
(6) 主要な建設改良事業	地盤沈下対策事業 17,200千円 厨房汚水処理施設整備事業 22,000千円

緑化整備事業 16,000千円

医療機器備品 112,000千円

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収 入

第1款 病院事業収益 6,368,420千円

第1項 医業収益 5,692,611千円

第2項 医業外収益 675,809千円

支 出

第1款 病院事業費用 6,722,824千円

第1項 医業費用 6,414,359千円

第2項 医業外費用 308,465千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める(資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額620,329千円は、過年度分損益勘定留保資金620,329千円で補てんするものとする。)

収 入

第1款 資本的収入 2,017,261千円

第1項 出 資 金 415,810千円

第2項 他会計からの借入金 1,491,451千円

第3項 企 業 債 104,000千円

第4項 補 助 金 6,000千円

支 出

第1款 資本的支出 2,637,590千円

第1項 建設改良費 188,030千円
 第2項 企業債償還金 454,961千円
 第3項 他会計からの借入金償還金 1,994,599千円
 (企業債)

第5条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
病院事業費に充当	千円 104,000	証券借入れ又は証券発行の方法により資金運用部、郵政省、その他より借入れするものとする。 ただし、事業又は県財政の都合により起債額の全部又は一部を翌年度に繰り延べて起債することができる。	10以内%	借入年度から5年すえ置き、じ後25年度間に償還するものとする。ただし、県財政その他の都合により、すえ置き及び償還年限を短縮又は延長して起債し、あるいはすえ置き又は償還期間中であつても償還年限を短縮し、延長し、又は繰上げ償還を行う、若しくは借換えすることができる。

(一時借入金)

第6条 一時借入金の限度額は、1,100,000千円と定める。
 (議会の議決を経なければ流用することできない経費)
 第7条 次に掲げる経費については、これらの経費の金額を、これらの経費のうち他の経費の金額に、若しくはこれら以外の経費の金額に流用し、

又はこれら以外の経費をこれらの経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

- (1) 職員給与費 3,528,873千円
- (2) 交際費 320千円

(他会計からの補助金)

第8条 一般会計からこの会計へ補助を受ける金額は、次のとおりである。

補助の目的

- (1) 看護要員の確保に要する経費にあてため 157,392千円

(たな卸資産購入限度額)

第9条 たな卸資産の購入限度額は、1,843,640千円と定める。